

産業廃棄物収集運搬業許可証

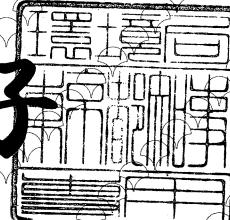
住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 雅裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 11月 26日

許可の有効年月日 令和 11年 11月 25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令13号物

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (水銀含有ばいじん等を含む。) (以上 17種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、動植物性残さ、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上 13種類)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

(1) 東京都墨田区本所四丁目29番2号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

(5) 積替え保管を行う各廃液タンクには、同一種類の廃液以外混合をしないこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月 1日 新規許可

令和 4年 11月 26日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号: 5-20-B0043S

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



2 積替え保管施設

(1) 施設所在地: 東京都墨田区本所四丁目29番2号

積替え保管面積: 365.6m² 最大保管高さ: 2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
廃油	18L缶 60個 : 1.08m ³ パイプカーゴ(容器保管) 1個 : 0.27m ³
廃酸(貴金属回収できるものを除く。)	5m ³ タンク 2基 : 10.0 m ³
廃アルカリ(貴金属回収できるものを除く。)	2m ³ タンク 2基 : 4.0 m ³
汚泥※1、廃酸(貴金属回収できるものを除く。)、廃アルカリ(貴金属回収できるものを除く。)	1.16m ³ パレットコンテナ12個(容器保管) : 13.9 m ³ ※2
燃え殻、汚泥※1、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん(混合廃棄物)	1.16m ³ パレットコンテナ 4個(容器保管) : 4.64m ³ ※2
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)に限る。)	1.16m ³ パレットコンテナ 1個 : 0.27m ³
廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る。)	1.16m ³ パレットコンテナ 1個 : 0.09m ³
汚泥(水銀製品産業廃棄物(※3)に限る。)	0.03m ³ 段ボール 4個 : 0.12m ³
廃酸(水銀製品産業廃棄物(※3)に限る。)	20Lポリ容器 12個 : 0.12m ³
廃アルカリ(水銀製品産業廃棄物(※3)に限る。)	20Lポリ容器 12個 : 0.12m ³
保管量合計 : 34.61m ³	

※1 水に可溶で重金属が含有していないものを除く。ただし、炭酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、炭酸カルシウムについても容量25kg未満のものを含む。

※2 保管量は、特別管理産業廃棄物との合計保管量である。

※3 農薬、顔料、医薬品、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアソ酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤

(以下余白)